

STCW条約に基づく基本訓練 について(内航船関係)

国土交通省海事局
船員政策課

船舶所有者説明会資料
Ver3.0 令和6年4月25日

資料の変更履歴

変更日	バージョン	主な変更内容	備考
2022.2.7	Ver1.0	(初稿)	第1回説明会事前配布
2022.2.9	Ver1.01	誤字等の微修正	第1回説明会で使用
2022.2.16	Ver2.0	特例適用による訓練修了・証書発給の要否の追加(P26)、 船員手帳の書換え等を行った場合の「発給期限」の取扱いについて 再整理の上修正(P37) 等	第2回説明会事前配布
2022.2.18	Ver2.01	誤字等の微修正	第2回説明会で使用
2022.2.28	Ver2.02	誤字等の微修正	2022.8.28HP掲載
2024.4.25	Ver3.0	内航船に乗り組む船員の具体的な範囲について表現の適正化 (P13) 基本訓練の実施機関の更新(P21) 視聴覚教材等による訓練内容の一部省略について表現の適正化 (P22) 船舶安全法上の設備要件の概要について表現の適正化(P23) 特例適用による訓練修了・証書発給の要否について表現の適正化 (P26)	2024.4.25HP更新

- 1. STCW条約に基づく基本訓練の概要**
2. 基本訓練の実施の必要性
3. 内航船の船員への基本訓練の実施
4. 基本訓練の円滑な実施に向けた国交省の対応

STCW条約(1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)

船員に関する訓練、資格及び当直基準に関する国際基準を定めた条約
(1984年発効、日本は1982年批准)

基本訓練に係るSTCW条約の改正

1995年の改正

相次ぐタンカー一等の事故を受け、STCW条約を包括改正。その一環として、**緊急時における船員の生存能力・対応能力の確保を目的として、船員に対する基本訓練を義務化。**



2010年の改正(マニラ改正)

2000年前半に、「現在の基本訓練の多くは、船上での操練等では実施が困難。陸上において**現実に即した形での実地訓練が必要**であるにも関わらず、条約上はその区分けが不明確。実施訓練を定期的に実施しない限り、非常事態における船員の安全が担保できない。」との強い意見がIMO加盟国から発出。5年以上にわたる議論の結果、2010年のマニラ改正にあわせ、**陸上での実地訓練及び5年ごとの能力維持の証明を義務化。**

➡ 2017年1月1日完全施行

概要

STCW条約(第6章第1規則等)において、基本訓練について、次のとおり規定

- ✓ 船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員は、船内における任務を割り当てられる前に、①個々の生存技術、②防火及び消火、③初歩的な応急手当、④個々の安全及び社会的責任について、訓練を受けること。
- ✓ 上記①及び②については、要求される能力基準を維持(=訓練を修了)していることについて5年毎に証明が必要であること。

訓練対象

内外航問わず、船舶に乗り組み、その運航において安全又は汚染防止任務に携わるすべての船員

訓練の内容

- ① 個々の生存技術(生存訓練) (※)
 - ・ 救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等
- ② 防火及び消火(消火訓練) (※)
 - ・ 呼吸具の着用、消火器による火災 消火 等
- ③ 初歩的な応急手当(応急訓練)
 - ・ ケガ、疾病の応急処置
- ④ 個々の安全及び社会的責任(安全社会訓練)
 - ・ 非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション

(※)①及び②は、**実地訓練を含み、5年ごとの能力維持証明が必要**

1. STCW条約に基づく基本訓練の概要
- 2. 基本訓練の実施の必要性**
3. 内航船の船員への基本訓練の実施
4. 基本訓練の円滑な実施に向けた国交省の対応

- ✓ 国内の事故事例においても、次のとおり、実際に、基本訓練による知識と技能を身につけておくことで、人命等への被害を回避できた可能性が高いものもある。

【事例1】 貨物船沈没事故

○ 船長ほか9名が乗船、青森県沖を航行中に沈没、7名が救助、3名が死亡
(9名はイマーシヨンスーツを着用、1名は着用しなかった)

- ① 同スーツを着用しなかった船員(1名)は、漂流後、死亡
- ② 同スーツを着用した9名のうち、3名は救命いかだに乗り込むことができた
- ③ 他6名は集団で漂流、3時間後に救助されたが、うち3名のスーツ内に大量の海水が流入し、2名が溺死、1名が低体温症により入院した

身につけておくべき知識と技能

- ・救命胴衣なしで浮くこと、救命胴衣の着用
救命胴衣の使用(泳ぐこと)
- ・反転した救命いかだの復正、救命いかだへの乗り込み
- ・イマーシヨンスーツの着用と使用

【事例2】 旅客船火災事故

○ 船長1名及び旅客4名が乗船、愛媛県沖を航行中に火災発生。乗船者5名全員が海に飛び込み、旅客2名死亡、船長が負傷(乗船者全員が救命胴衣未着用)

※ 最大搭載人員分の救命胴衣が搭載されていたが、船内に格納場所を示す掲示がされていたこと及び多くの旅客が繰り返し本船を利用していたので、知っているものと思い説明していなかった

- ① 船長は旅客に救命胴衣の設置場所、着用方法を説明せず、着用させていなかった。船長自身も未着用
- ② 船長が退船が必要と判断、乗船者全員が海に飛び込んだ。旅客のうち2名は救援船に救助、2名は死亡
- ③ 船長は仰向けの姿勢で約30分間救助を待ち意識朦朧で救助

身につけておくべき知識と技能

- ・救命胴衣の着用
- ・高所からの飛び込み、救命胴衣なしで浮くこと、救命胴衣の使用(泳ぐこと)
- ・救命胴衣なしで浮くこと

【事例3】 貨物船火災事故(沈没・油流出)

○ 船長ほか10名が乗船、博多港箱崎ふ頭岸壁において荷役中に船尾側貨物倉で火災発生、消火活動中に沈没し油流出、死傷者はなし

- ① 福岡県博多港箱崎ふ頭において荷主兼荷役業者の作業員が荷役作業中に(積荷:金属くず等の雑品スクラップ)左舷船尾側貨物倉のスクラップ内部から白煙が立ち上るのを発見、消防に通報
- ② 操舵室で荷役当直に当たっていた本船乗組員も、煙が上がっていることに気づき、船内の乗組員に火災発生を知らせる
- ③ 上甲板に集まった乗組員に放水を指示し、上甲板の消火栓に接続された消火ホースで放水を開始
- ④ 荷役業者の作業員が岸壁に放水車を停止させ、岸壁から消火ホースで放水を開始
- ⑤ 本船及び放水車による放水を継続していたところ、福岡市消防局消防隊が到着、消火活動を交替し、タンパク泡の放射を中心とした消火活動を開始
- ⑥ 貨物倉へのタンパク泡放射及び船体外板への冷却放水を行ったものの消火できず、左舷船首側から沈没し、操舵室を海面上に残した状態で着底、鎮火

【適切な消火方法の選択】

- ① 火災の種類(油・ガス・金属火災など)
- ② 火災の規模
- ③ 火元の特定

- ① 金属火災
- ② 初期段階
- ③ スクラップの内部

- ✓ 金属によっては水と激しく反応するものがある
- ✓ 堆積物の表面に放水しても、内部の火元まで届かない

身に付けておくべき知識と技能

・泡・粉末又は他の適切な化学消火薬剤による消火

※上記事例は、運輸安全委員会船舶事故調査報告書より

1. STCW条約に基づく基本訓練の概要

2. 基本訓練の実施の必要性

3. 内航船の船員への基本訓練の実施

- (1) 内航船における基本訓練の対象船員
- (2) 内航船の船員に対する基本訓練の実施
- (3) 基本訓練に係る手続き
- (4) 対象となる内航船の船員に対する「基本訓練修了証」等の発給期限

4. 基本訓練の円滑な実施に向けた国交省の対応

STCW条約

<1995年の条改正>

基本訓練の実施について規定

1997(H9)年1月発効

<2010年の条改正(マニラ改正)>

基本訓練について次のとおり規定

- ◆ 訓練修了証明書の発給
- ◆ 生存訓練、消火訓練について、5年毎の能力維持(=訓練修了)の証明

2012(H24)年1月発効

経過措置期間あり

2017(H29)年1月完全施行

国内制度(船員法上の訓練として基本訓練を実施)

平成9年1月

全ての船舶(船員)が対象

船員労働安全衛生規則第11条「安全衛生に関する教育訓練」に基づく訓練として、船舶所有者が船員に対し基本訓練を実施しなければならない旨を運輸省の通達で規定

平成23年12月

国交省の通達において次について規定

- ◆ 船舶所有者による訓練修了者への証明書の発給
- ◆ 生存訓練、消火訓練について、5年毎の能力維持の証明

平成29年1月

外航船について措置

国交省の通達において次について規定

- ◆ 生存訓練、消火訓練の実地での訓練について外部訓練機関における訓練実施を可能とすること
- ◆ 改正条約の完全施行に伴い、基本訓練について、国際航海に従事する船舶(=外航船)に乗り組む船員から優先して実施すること

令和2年4月

内航船^{※1}について措置

内航船^{※1}についても上記実地での訓練含む基本訓練の実施について段階的に適用することとし、国交省の通達を見直し(内航船に乗り組む船員の取扱いについて定めるとともに、上記H9、H23、H29に発出した基本訓練関係の通達を一本化)※2

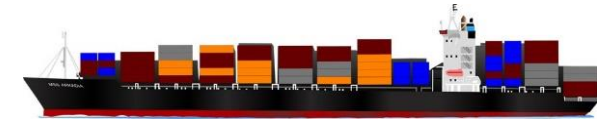
※1 近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶及び沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶

※2 外航船及び内航船^{※1}以外の船舶については、引き続き、右記H9年、H23年の通達に基づく船員労働安全衛生規則第11条の「安全衛生に関する教育訓練」の実施が必要

(1) 内航船における基本訓練の対象船員

STCW条約に基づき実施する基本訓練の対象となる内航船の範囲

国際航海に従事しない船舶であって、
次に掲げる総トン数20トン以上の船舶が対象



- 近海区域を航行区域とする船舶
- 沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶



- ✓ 上記の「航行区域」は、基本的には船舶検査証書に記載の航行区域により判断します。
ただし、定期検査のためのドック入渠等のために臨時変更証や臨時航行許可書の交付を受け、一時的に航行区域を変更する場合は、基本的には一時的な航行区域の変更前の航行区域を上記「航行区域」として扱います。
(例:通常航行区域が「限定沿海区域」の船舶が、臨時変更証の交付を受け、一時的にその航行区域を「沿海区域」に変更した場合には、変更前の航行区域(「限定沿海区域」)により判断します。)
- ✓ 貨物船や旅客船だけでなく、調査船や作業船も対象です。
また、官公庁船も、船員法が適用される船員(地方公務員)については、基本訓練の受講の対象です。
- ✓ 漁船(=漁業法上の漁船登録を受けているもの)は、従来の取り扱いのとおりです(実地訓練を求めるものではありません。)
なお、調査船や練習船等で漁船登録を受けている第三種従業制限の漁船(国際航海を行う第三種従業制限の漁船は除く。)も同様です。

基本訓練の対象となる内航船に乗り組む船員の具体的な範囲

対象となる内航船に乗り組む船員のうち、船舶に乗り組み、その運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員であって、以下いずれかに該当すればSTCW条約に基づく基本訓練の対象

内航船
における
基本訓練
対象船員

- **海技免状を受有する船員**
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条)
- **航海当直部員の認定を受けている船員**
(船員法117条の2)
- **危険物等取扱責任者の認定を受けている船員**
(船員法117条の3)



※上記の免状及び認定については、有効なものに限る。(=失効等している者は対象外)

(2) 内航船の船員に対する基本訓練の実施

✓ **船舶所有者は**、基本訓練の対象船員について、最初に船内における任務を割り当てられる前に、**基本訓練(①生存訓練、②消火訓練、③応急訓練、④安全社会訓練)を実施**。

(各訓練については、**外部に委託し実施(外部訓練機関での受講)することも可**)

✓ 上記の基本訓練のうち、**①生存訓練、②消火訓練**については、最初の基本訓練実施後**5年毎に実施**し、知識技能が維持されていることを確認。

船舶所有者は、国交省の通達にて定める基準(別紙参照)に従い、船員に対し基本訓練を実施

基本訓練

①生存訓練

②消火訓練

- 原則**実地による訓練の実施**(能力確認)が必要
- **各訓練は**、その内容が基準を満たしていることの**国交省の事前確認を受けたもの(5年毎の更新が必要)**でなければならない(上記確認を受けている訓練(実施機関)は、P21参照)
- 船社が自社で訓練を実施する場合にも上記確認は必要

③応急訓練

④安全社会訓練

- 実地以外(事務所の会議室、船内等)での実施で可
- 各船社での実施を想定
国交省の事前確認は不要
外部の訓練機関での実施(受講)も可

個々の生存(生存訓練)

プール等下記の訓練が実施できる施設等の確保が必要

訓練内容	主な設備	救命胴衣	イマーシヨンスーツ	救命艇 救命筏
1. 救命胴衣の着用		✓		
2. イマーシヨンスーツの着用と使用			✓	
3. 高所からの海中への安全な飛び込み (※)		✓	✓	
4. 救命胴衣着用時の反転した救命筏の復正		✓		✓
5. 救命胴衣を着用しての遊泳		✓		
6. 救命胴衣非着用での浮遊				
7. 救命胴衣着用での船舶及び水中から救命筏及び救命艇への乗り込み		✓		
8. 救命用の端艇及び筏の上での初期行動				✓
9. シーアンカーの使用				
10. 救命艇・筏の備品の操作				✓
11. 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作				

※ 通常は、1～2mの高さから飛び込み。やむを得ない場合は、姿勢を担保できる高さ(50cm前後)からの飛び込みも可とする。

訓練の講師の要件

次のいずれにも該当する者であること。

- 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれより上級の海技資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- 講師の知識及び能力の確保・維持のための研修(海技教育機構が実施)を受講すること。
(当該研修を受講する前に、受講する研修に応じて生存訓練又は消火訓練を修了する必要あり)



個々の生存技術【主なもの】

★救命胴衣なしで浮く



浮いて助けを待つ方法を習得する！

- ・浮力体を持たずに入水(海中)した際にも、生存率を高める

★救命胴衣の着用と使用



体温の低下を防ぐ体勢を覚える！

○入水後の動作(1人)

- ・放熱が大きい部位を水と接しなくさせる事で熱損失を抑える

全員で協力して生存の可能性を高める！

孤立しない／波にのまれない／発見の容易化



○入水後の動作(複数人:移動)

- ・救助者による発見を容易にする
- ・遭難者の孤立を防止する
- ・波にのまれる可能性を減らす
- ・全員で手を使って進む

※写真は訓練実施のイメージ

全員で協力して生存の可能性を高める！



○入水後の動作(複数人:待機)

- ・救助者による発見を容易になる
- ・遭難者の視野を360度確保することにより、肉食生物から防御する
- ・負傷者の救護を容易にする
- ・生存へのモチベーションを上げる

★イマーシヨンスーツの着用と使用 ★海中への安全な飛び込み



イマーシヨンスーツを適切に使用して生存率を高める！

- ・スーツ内への浸水を防止する
- ・救助者による発見を容易にする
- ・遭難者の孤立を防止する
- ・波にのまれる可能性を低減する
- ・負傷者の救護を容易にする

安全な飛び込み姿勢を覚える!!



通常水面から1~2mの高さで実施。やむを得ない場合は姿勢を担保できる高さ(50cm前後)からの飛び込みも可

- ・救命胴衣、スーツに適した姿勢の確保、飛び込み方により、飛び込み時の衝撃を低減する
- ・飛び込み時の水面の安全環境を確保する
- ・飛び込み後速やかに退避する

★救命筏



筏はいつも正しく展開するとは限らない！

○反転した救命筏の復正

- ・復正における安全性を確保するとともに、速やかな復正を行う

水中からの乗り込みは簡単ではない！



○救命筏への乗り込みと初期行動

- ・適切な乗込、乗込補助を実施する
- ・乗り込み後の初期行動を確認する
- ・離船、救助、漂流、生存の一連の流れを確保する

防火及び消火(消火訓練)

実際に火を扱える施設等の確保が必要

訓練内容	主な設備	持運び式 消火器	射水 設備	呼吸具
1. 各種持運び式消火器の使用		✓		
2. 自蔵式呼吸具の使用				✓
3. 小規模火災の消火(例:電気火災、油火災、プロパン火災)		✓		
4. 大規模火災の水による噴射・噴射ノズルを用いた消火			✓	
5. 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火		✓		
6. 呼吸具非装着での命綱を用いた高膨張泡が入った区画への進入及び通過				
7. 煙が充満した閉鎖区域内での自蔵式呼吸具を装着しての消火活動		✓		✓
8. 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火		✓	✓	
9. アプリケーターノズル及び噴霧ノズル又は粉末消化剤若しくは泡放射器による油火災の消火		✓	✓	
10. 呼吸具を装着しての煙の充満した区域での救助				✓

訓練の講師の要件

次のいずれにも該当する者であること。

- 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれより上級の海技資格を有する者であって、甲種危険物等取扱責任者の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- 講師の知識及び能力の確保・維持のための研修(海技教育機構が実施)を受講すること。
(当該研修を受講する前に、受講する研修に応じて生存訓練又は消火訓練を修了する必要あり)



※写真は訓練実施のイメージ

防火と消火【主なもの】

火災の種類によって使用する消火器の種類は異なる。
消火器で使用方法や消火方法も異なる。

★各種持運び式消火器の使用・小規模火災の消火



- ・3種類の消火器(粉末、炭酸ガス、泡)の性質と操作方法を習得する
- ・各消火器により、適切かつ安全な消火を実施する

★高発泡率の泡の充満した区域への侵入、通過



・消火後の要救助者の捜索を想定し、高発泡率の泡で滑りやすくなった区域を、滑って転ばないように、安全確認しながら侵入し、通過する。

足下は滑りやすく、また、見えない障害物で怪我をしやすい。

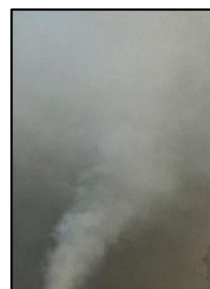
火災の輻射熱や煙を体感しながら消火することが必要！

★水放射等の使用・大規模火災の消火



- ・ノズルの役割と使い分け要領及びホースハンドリング方法を習得する
- ・ノズルと消火ホースにより適切かつ安全な消火を実施する
- ・輻射熱や煙の威力を体感する

★煙の充満した(模擬)居住区又は模擬機関室における消火



見えない中で消火は困難を伴う

・煙の充満した閉鎖区域で消火を実施する

★呼吸具を用いた消火活動、救助(煙の充満した閉鎖区域)



呼吸具の重さ、救助の大変さを体感する



- ・自蔵式呼吸具の使用方法を習得する
- ・呼吸具を装着して閉鎖区域で消火活動・要救助者を救助する

初歩的な応急手当(応急訓練)

訓練内容

事故又はその他の身体の緊急事態発生の際の応急措置

- ・負傷者及び事故の安全を脅かす脅威に対する処置の判断
- ・人体構造及び機能の認識
- ・非常事態に取るべき応急処置(負傷者の姿勢、蘇生技術、止血措置、基本的なショック時の処置等)

訓練の講師の要件※

- 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれより上級の海技資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

個々の安全及び社会的責任(安全社会訓練)

訓練内容

1. 非常時の手順の遵守
2. 海洋環境の汚染防止のための予防措置
3. 安全な作業の実施の遵守
4. 船内の効果的なコミュニケーションへの貢献
5. 船内の良好な人間関係への貢献
6. 疲労防止を理解し必要な措置

訓練の講師の要件※

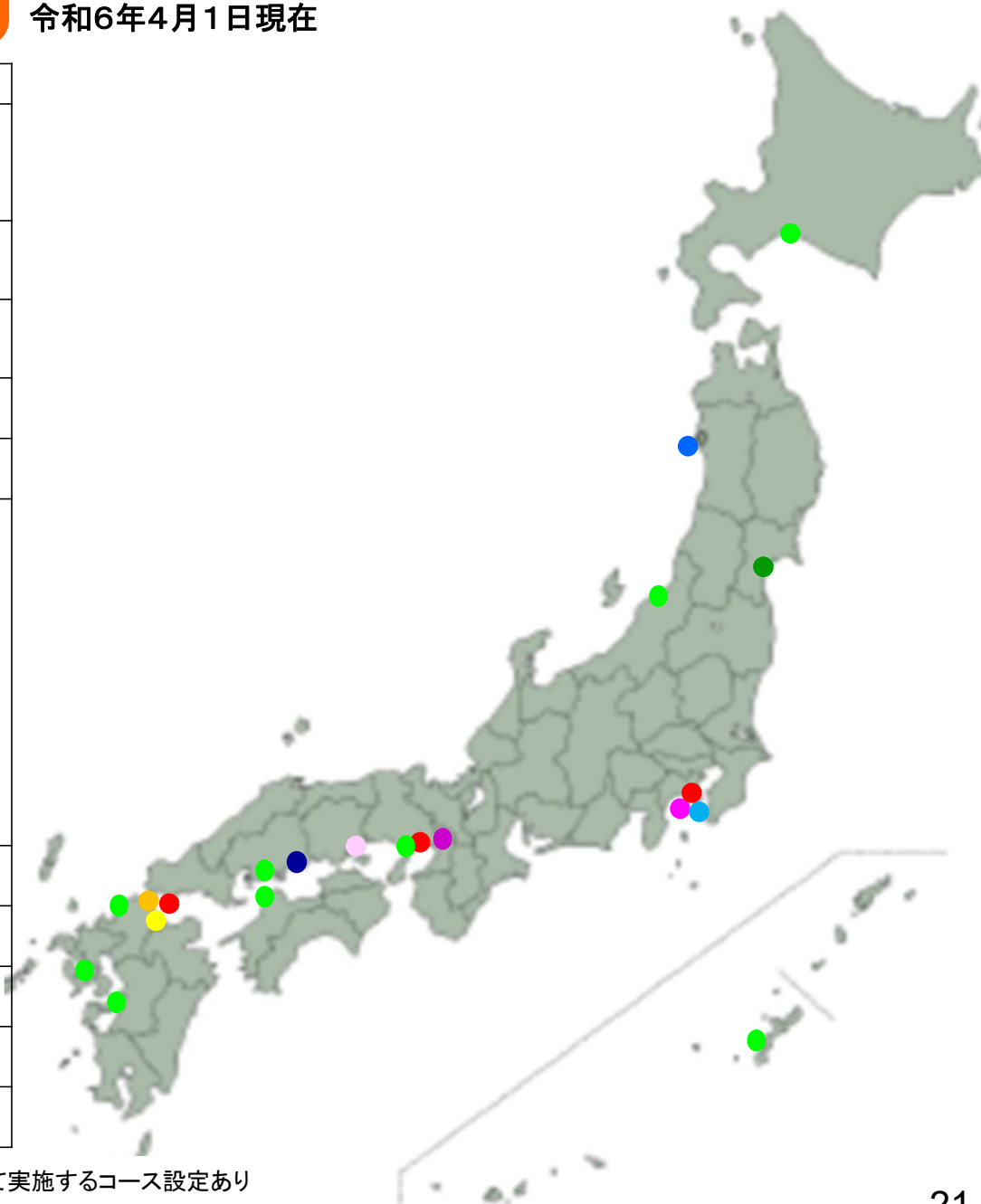
- 三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれより上級の海技資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

※ 生存訓練や消火訓練の場合と異なり、講師の知識及び能力の確保・維持のための研修(海技教育機構)の受講は不要。

基本訓練(生存訓練・消火訓練)実施機関

令和6年4月1日現在

実施機関	会場
● 海技教育機構	神奈川県横須賀市 兵庫県芦屋市 福岡県北九州市
● 日本サバイバル トレーニングセンター(※)	福岡県北九州市
● 日本船舶職員養成協会	神奈川県横浜市(生存のみ) 神奈川県横須賀市(消火のみ)
● 海上災害防止センター	神奈川県横須賀市
● 尾道海技学院	広島県尾道市
● 日本海洋資格センター	北海道苫小牧市 新潟県新潟市 兵庫県西宮市 広島県広島市 愛媛県今治市 福岡県福岡市 長崎県長崎市 熊本県宇城市 沖縄県那覇市
● 関門海技協会	福岡県北九州市
● TF仙台トレーニングセンター	宮城県仙台市
● 日本ライフセービング協会	大阪府東大阪市(生存のみ)
● AnchorS	岡山県備前市
● 日本海洋事業	秋田県男鹿市



※日本サバイバルトレーニングセンターでは「応急訓練」及び「社会安全訓練」も合わせて実施するコース設定あり

- ✓ 基本訓練の訓練内容については、外航船も内航船も共通。
- ✓ ただし、内航船については、生存訓練及び消火訓練について、船舶の設備を勘案し、**各訓練に関連する設備の設置・搭載が船舶設備規則等で義務づけられていない船舶**に乗り込む船員は、各訓練のうち**関連する訓練内容**について、**座学又は視聴覚教材※による教育を受けることを条件に、次の表のとおり省略することが可能。**

※ 上記視聴覚教材は、国交省の確認を受けているものに限る。現在当該確認を受けている教材は次のとおり。
「STCW条約基本訓練(個々の生存技術・防火と消火)」【DVD等】((公財)海技教育財団発行)

設置・搭載義務のない設備		座学・視聴覚教材で代替(省略)できる訓練内容	
生存訓練	イマーシヨンスーツ	⇒	イマーシヨンスーツの使用・着用
	救命いかだ	⇒	救命いかだの復正※
消火訓練	自蔵式呼吸具	⇒	自蔵式呼吸具を用いた消火活動・救助
	射水装置(消火ホース)	⇒	水放射等の使用・大規模火災消火
	アプリケーションノズル	⇒	消火でのアプリケーションノズルの使用

※救命艇を搭載している場合や自動復原式又は両面式救命筏を搭載している場合も代替(省略)可



- ✓ 省略した訓練がある場合は、「能力証明書」にその旨(省略した訓練の内容等)を記載してください。
- ✓ 訓練内容を省略された者が、省略された訓練に関連する設備を有する船舶に乗り組む場合には、当該船舶に乗船する前に当該省略した訓練を修了し、上記省略について記載のない「技能証明書」を発給する必要があります(この場合、同「技能証明書」の有効期間は、省略について記載のある「技能証明書」の有効期間を引き継ぐことになります)。

【参考】船舶安全法上の設備要件の概要

○：設備の設置等義務あり ×：設備の設置等義務なし

設備等	旅客船		旅客船以外の船舶	
	近海区域	沿海区域【限定沿海除く】	近海区域	沿海区域【限定沿海除く】
イマーシヨンスーツ	○	×	以下船舶が ○ 総トン数500トン以上 (限定近海除く)	×
自蔵式呼吸具	○	以下船舶が ○ ① 総トン数100トン以上 (車両区域有) ② 総トン数1,000トン以上 (車両区域無)	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ 総トン数500トン以上のタンカー (限定近海除く) ③ ①～③以外の船舶で、総トン数 100トン以上(車両甲板区域有)	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、総トン数 100トン以上(車両甲板区域有)
消火ホース	○	○ 但し、総トン数100トン 未満の旅客船で外面が赤 色の4個の消防用手おけ 又はバケツを配置する船 舶は免除可	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、総トン数 300トン以上	以下船舶が ○ ① 液化ガスばら積船 ② 液体化学薬品ばら積船 ③ ①～②以外の船舶で、総トン数 300トン以上
アプリケーション (水噴霧放射器)	○ 旅客定員36人以下は RORO※貨物区域等有	×	以下船舶が ○ 総トン数500トン以上 (RORO貨物区域等有) (限定近海を除く)	×

※RORO: ロールオン・ロールオフ

✓ 海技免状を受有する者については、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の発給について、次のとおり取り扱うことができる。

① ^{※1} **海技免状を受有している者は、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなすことができる。**（海技免状の特例）

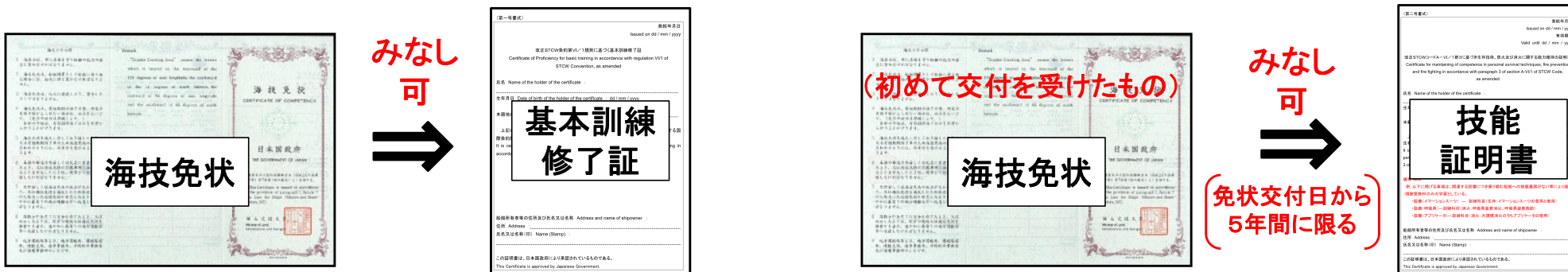
※1 当該海技免状は、級、航海・機関等の種別は問わない失効しているものでも差し支えない。

⇒ 「基本訓練修了証」の発給は不要（発給を妨げるものではない）

② ^{※2} **初めて海技免状の交付を受けた者は、当該海技免状の発行日から5年間に限り、当該海技免状を「技能証明書」とみなすことができる。**（海技免状初回交付の特例）

⇒ 上記の期間内は「技能証明書」の発給は不要（発給を妨げるものではない）
⇒ 初めて海技免状を交付を受けてから**5年以上を経過している者**については、**生存訓練及び消火訓練を修了させた上で、「技能証明書」の発給が必要**

※2 「初めて海技免状の交付」とは、級、航海・機関等の種別を問わず、最初の海技免状の取得をいう



上記取扱いは、海技免状を「基本訓練修了証」又は「能力証明書」とみなすものですが、5年ごとの修了が必要な生存訓練及び消火訓練を修了していないと海技免状の更新ができないというものではございません。

✓ 下記表の「対象者」欄の者に該当する者は、基本訓練のうち、同表の「みなす訓練」欄に掲げる訓練を修了したものとみなして取り扱うことができる。(特定講習の特例)

対象者			みなす訓練	備考
過去5年間に、海技免許を受けるために右記の免許講習を修了している者	救命講習	⇒	生存訓練	左記「救命講習」の修了日から5年間について「生存訓練」を修了したとみなし、「技能証明書」を発給できる。※1
	消火講習	⇒	消火訓練	左記「消火講習」の修了日から5年間について「消火訓練」を修了したとみなし、「技能証明書」を発給できる。※1
過去5年間に、甲種危険物取扱等責任者の認定を受けるために登録消防講習 ※2 を修了している者		⇒	消火訓練	左記「登録消防講習」の修了日から5年間について「消火訓練」を修了したとみなし、「技能証明書」を発給できる。※1

※1 「技能証明書」の発給のためには、みなす訓練のほか、「消火訓練」又は「生存訓練」の修了が別途必要

※2 「登録消防講習」とは、船員法施行規則第77条の6の2又は第77条の6の3の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習

<訓練の修了の要否>

		【海技免状特例】 海技免状を受有する船員			海技免状を受有しない船員			
		【海技免状初回交付の特例】 初めて海技免状を受有してから5年未満	初めて海技免状を受有してから5年以上経過	【特定講習の特例】 甲種危険物取扱等責任者に係る登録消防講習修了から5年未満	右記の特例の適用なし	【特定講習の特例】		
						免許講習の救命講習修了から5年未満	免許講習の消火講習修了から5年未満	甲種危険物取扱等責任者に係る登録消防講習修了から5年未満
修了の要否	①生存訓練 (5年ごとの修了必要)	初回のみ 不要 (省略可)	必要	初めて海技免状を受有してから5年以上経過 必要	必要	初回のみ 不要 (省略可)	必要	
	②消火訓練 (5年ごとの修了必要)	初回のみ 不要 (省略可)		初回のみ 不要 (省略可)		必要	初回のみ 不要 (省略可)	
	③応急訓練	不要 (省略可)			必要			
	④安全社会訓練	不要 (省略可)			必要			

<証書の発給の要否>

発給の要否	基本訓練修了証 (有効期間なし)	不要 (省略可)			必要			
	技能証明書 (有効期間5年)	初回のみ 不要 (省略可)	必要			必要		

- ✓ 上記の各特例の詳細は、P24,25をご参照ください。
- ✓ 「初回のみ不要」の場合、その後(2回目以降)は、5年ごとの訓練の修了と「技能証明書」の発給が必要です。
- ✓ 「省略可」の場合でも、基本訓練修了証や技能証明書の発給は可能です。(発給を妨げるものではありません。)₂₆

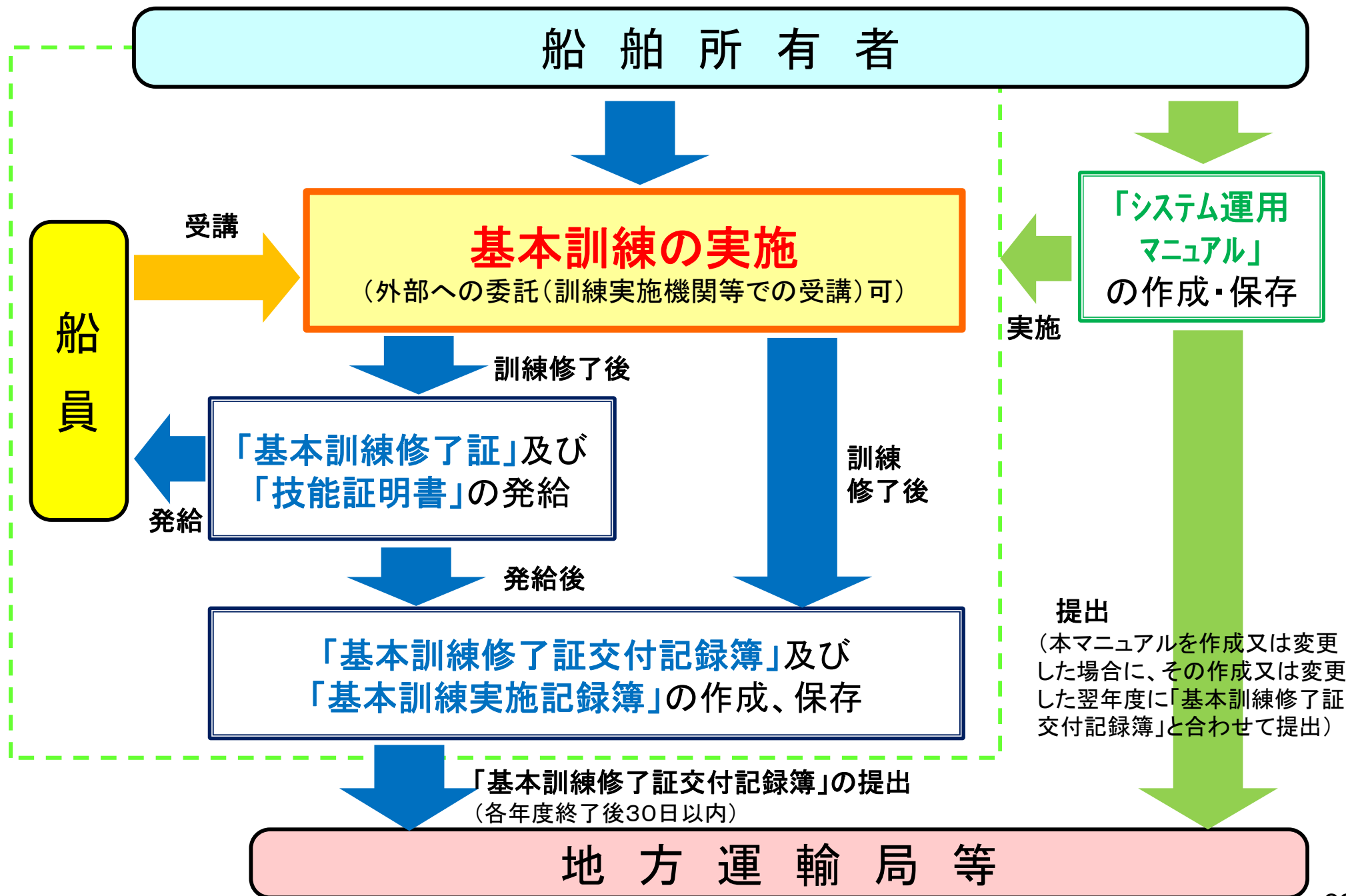
習熟訓練の実施

- ✓ STCW条約第6章第1規則では、基本訓練のほか、全ての船員(基本訓練の対象にならない船員を含む)に対し、船内での任務を割り当てられる前に、生存技術に関する下記の訓練を実施しなければならないこととされている。
(上記条約の規定を受け、国交省の通達でもその旨を規定)
- ✓ このため、各船舶所有者において、下記の訓練の実施が必要。

<習熟訓練の内容>

- ① 基本的な安全に関して船内の他の者との意思疎通ができること及び安全情報のシンボル、掲示板及び警報信号を理解できること
- ② 次の場合に何をすべきか知ること
 - ・人の海中転落の場合
 - ・火災又は煙を探知した場合
 - ・火災警報又は退船警報が発せられた場合
- ③ 非常呼集及び退船配置及び非常時の脱出経路の確認
- ④ 救命胴衣の位置と着用
- ⑤ 警報の発令及び携帯用消火器使用の基本知識
- ⑥ 船内で一層の医療支援を捜し求める前に、事故又は他の身体上の非常事態に対し直ちに対処すること
- ⑦ 船体開口部に設置されている以外の特定の船舶に適合する防火扉及び水密扉の開閉

(3) 基本訓練に係る手続き



- ✓ 船舶所有者は、基本訓練の対象となる船員として船舶に乗り組ませる当たり、基本訓練を修了した船員に対し、「基本訓練修了証」「技能証明書」を発給する。

基本訓練修了証

【発給者】 船舶所有者

【対象者】 基本訓練の4つの訓練(生存訓練、消火訓練、応急訓練、安全社会訓練)すべてを修了した者

【有効期間】 なし

技能証明書

【発給者】 船舶所有者

【対象者】 基本訓練のうち、生存訓練及び消火訓練の両訓練を修了した者

【有効期間】 発給から5年間



- 基本訓練の4つの訓練(生存訓練、消火訓練、応急訓練、安全社会訓練)を修了し、初めて「基本訓練修了証」を発給した船員に対しては、同修了証だけでなく、併せて「技能証明書」の発給が必要です。
- 「技能証明書」について、座学又は視聴覚教材のみにより行った訓練項目(P22参照)がある場合は、その旨を同証明書内に記載する必要があります。(次頁の記載例参照)
- 各証書について、内航船のみに乗り組む船員に対して発給するものは、英語名、英文の記入は不要です。(ただし、当該船員が国際航海に従事する場合には英文で記入した証書を再発給する必要があります。)
- 各証書は、いずれも証明書類であるため、船舶所有者の押印の省略はできません。

⇒ 各証書の様式(次頁参照)は、国交省のWebページ(P43参照)からダウンロードできるようにする予定(令和4年3月末予定)

＜基本訓練修了証の様式＞

(第一号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy
改正STCW条約第VI/1規則に基づく基本訓練修了証 Certificate of Proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended
氏名 Name of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :
上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国 際条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練を修了したことを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been completed a basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended.
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (Stamp) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.

＜技能証明書の様式＞

国交省HPでも掲載予定

(第二号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy
有効期間 Valid until dd / mm / yyyy
改正STCWコードA-VI/1節3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力維持の証明書 Certificate for maintaining of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended
氏名 Name of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :
上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コードA-VI/1節の3に基づき 生存技術、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended.
備考 Note 例: 以下に掲げる事項は、関連する設備につき乗り組む船舶への搭載義務がない等により座学 /視聴覚教材のみの学習としている。 ・設備(イマーシブスーツ) — 訓練科目(生存:イマーシブスーツの着用と使用) ・設備(呼吸具)—訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケーション)—訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケーションの使用)
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (Stamp) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.

P22の視聴覚教材等により訓練内容の一部を省略した場合の記載例

✓ 船舶所有者は、次のとおり、記録簿を作成し、必要な記録をすることとする。

基本訓練実施記録簿

船員が基本訓練を修了した場合に、当該訓練の実施年月日、実施場所(受講した訓練機関名等)等を記載

基本訓練修了証等交付記録簿

船員に対し「基本訓練修了証」又は「技能証明書」を発給した場合に、当該船員の氏名、交付日等を記載

上記の各記録簿の作成については、記載内容等の簡素化について検討し、今年度末までに、国土交通省のウェブページ(P43参照)にて、記録簿の様式や記載例等についてお知らせする予定です！！

- ✓ 船舶所有者は、基本訓練の実施・証書の発給等に当たり、「資質基準システム運用マニュアル」を策定しなければならない。

「運用マニュアル」の策定

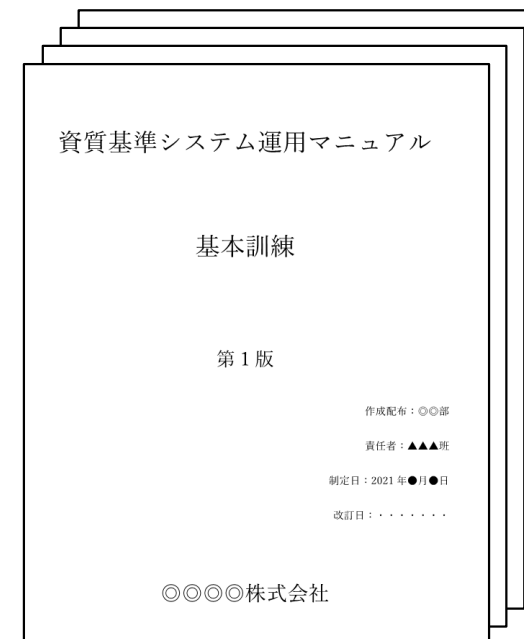
【主な記載内容】

- 基本訓練に係る社内体制（責任関係等）
- 基本訓練の実施方法
（外部訓練機関に訓練を委託する場合はその旨等）
- 「基本訓練修了証書」等証書類の発給手順
- 記録簿等の管理方法
- 不適切事案があった場合の是正方法 等

【作成後の手続き】

P32の「基本訓練修了証等交付記録簿」を初めて地方運輸局に提出する際に、合わせて策定したマニュアルの写しを同局に提出する。

マニュアルの内容を変更した場合も、当該変更した年度の「基本訓練修了証等交付記録簿」の提出に合わせて、地方運輸局に提出する。



本マニュアルについては、国交省においてひな型を作成し、国交省のウェブページ（P43参照）でダウンロードできるよう掲載する予定です（令和4年3月末予定）。

マニュアルにより基本訓練に関する事務等を実施することで、適確な訓練の実施、証書の発給等を確保

(4) 対象となる内航船の船員に対する 「基本訓練修了証」等の発給期限

- ✓ 内航船に乗り組む船員に対する基本訓練の適用(義務化)に当たり、訓練実施機関での実地訓練の受講者の集中を避けるため、各船員の船員手帳の有効期間の満了日に応じて、基本訓練修了証及び技能証明書の発給の期限を次のとおり設定。
- ✓ 船舶所有者は、各船員に対し、下記又は次頁の発給期限までに、基本訓練を実施し又は受講させ、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の発給が必要。

近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		基本訓練修了証等の発給期限
2022年4月1日～2024年3月31日	⇒	2023年3月31日まで
2024年4月1日～2026年3月31日	⇒	2024年3月31日まで
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2025年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2027年3月31日まで

注) 上記のほか、新規または復帰(しばらく船員として就業せず、船員手帳の有効期間が満了していた者の復帰をいう。)により、2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有する船員は、最初に船内における任務を割り当てられる前までに基本訓練修了証等を発給する必要がある。

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		基本訓練修了証等の発給期限
2024年4月1日～2026年3月31日	⇒	2025年3月31日まで
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2027年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2028年3月31日まで
2032年4月1日～2034年3月31日	⇒	2029年3月31日まで

注)上記のほか、新規または復帰(しばらく船員として就業せず、船員手帳の有効期間が満了していた者の復帰をいう。)により、**2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有する船員**は、**最初に船内における任務を割り当てられる前までに**基本訓練修了証等を発給する必要がある。

船員手帳の書換え・再交付を受けた場合の「基本訓練修了証等の発給期限」の取扱い

- ✓ P35, 36の取扱いについて、基準日[※]以降に船員手帳の書換え又は再交付を受けた場合は、船員手帳の有効期間を下記のとおりとみなして、「基本訓練修了証等の発給期限」を判断します。

近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

- ① 基準日[※]に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年3月31日以前の船員
⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
- ② 基準日[※]に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年4月1日以降の船員
⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

- ① 基準日[※]に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年3月31日以前の船員
⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
- ② 基準日[※]に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年4月1日以降の船員
⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

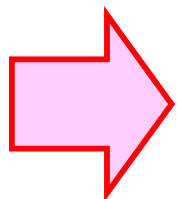
※ 「基準日」:2022(令和4)年3月1日



上記により書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間を書換え後又は再交付後の「有効期間」とみなして「基本訓練修了証等の発給期限」を判断する船員については、船舶所有者において、各船員の有効期間を確認し、記録していただくようお願いします。また、船員の皆様も書換え後の船員手帳の「私用」ページに書換え前の有効期間を記載していただくようお願いします。

前述の取扱いによる「技能証明書」の発給

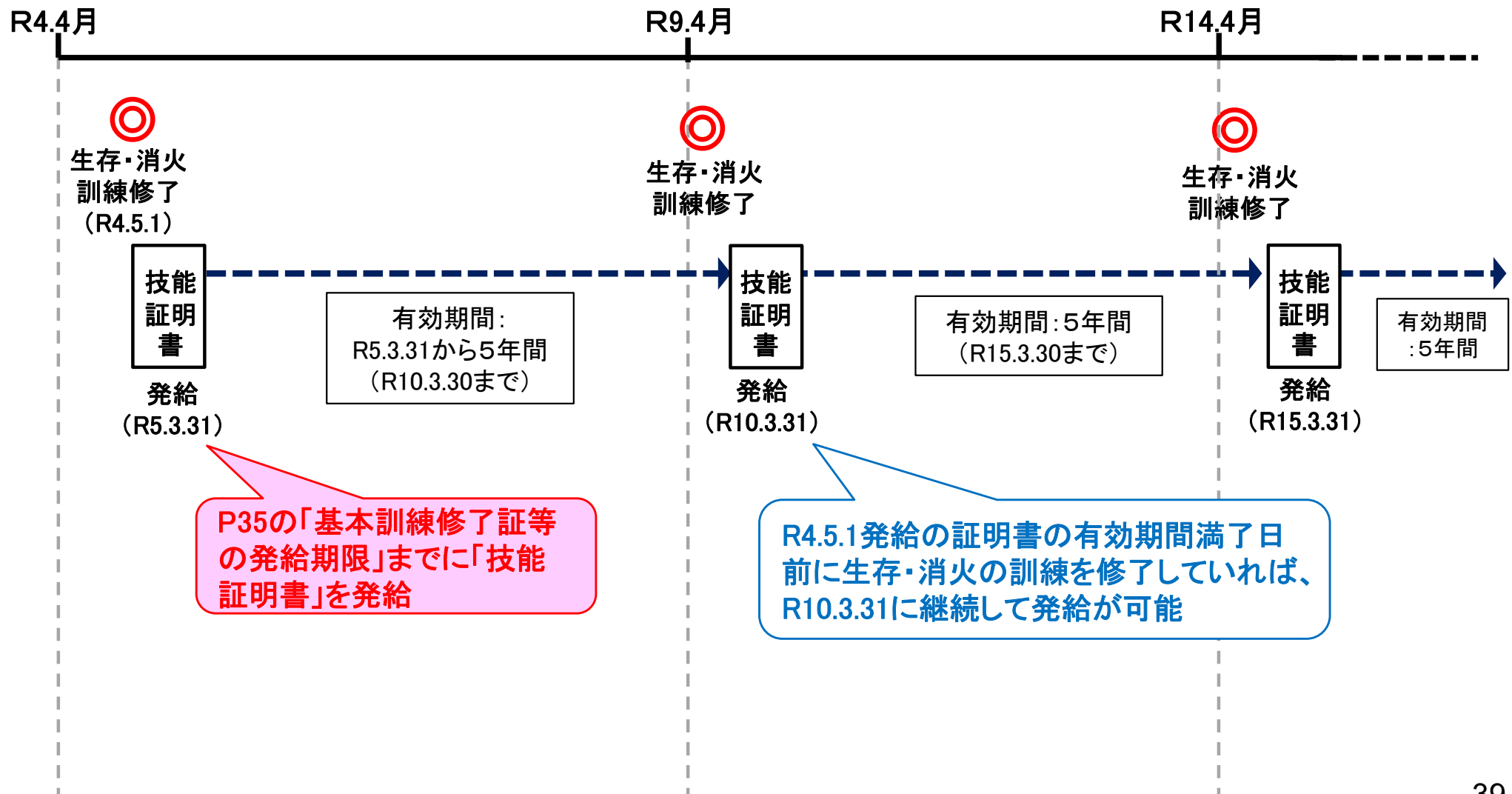
- 前述(P35, 36)の取扱いによる「技能証明書」の発給については、早めに(上記発給期限の最終日より前に)生存訓練又は消火訓練を修了した場合でも、上記「基本訓練修了証等の発給期限」(各期限3月31日)までに発給すればよい。
- このため、例えば、「基本訓練修了証等の発給期限」が2023年3月31日までの船員が、2022年5月1日に各訓練を修了した場合でも、「技能証明書」は、2023年3月31日に発給することもできる。
(この場合、通常どおり、当該「技能証明書」の有効期間も同発給の日から5年間(満了日は2028年3月30日)となる。)
⇒ 早めに受講しても不利になりません！



年度末付近は、基本訓練の受講者が集中し、訓練機関での受講予約が取り難くなることが見込まれますので、
早めの予約・受講をお願いします。

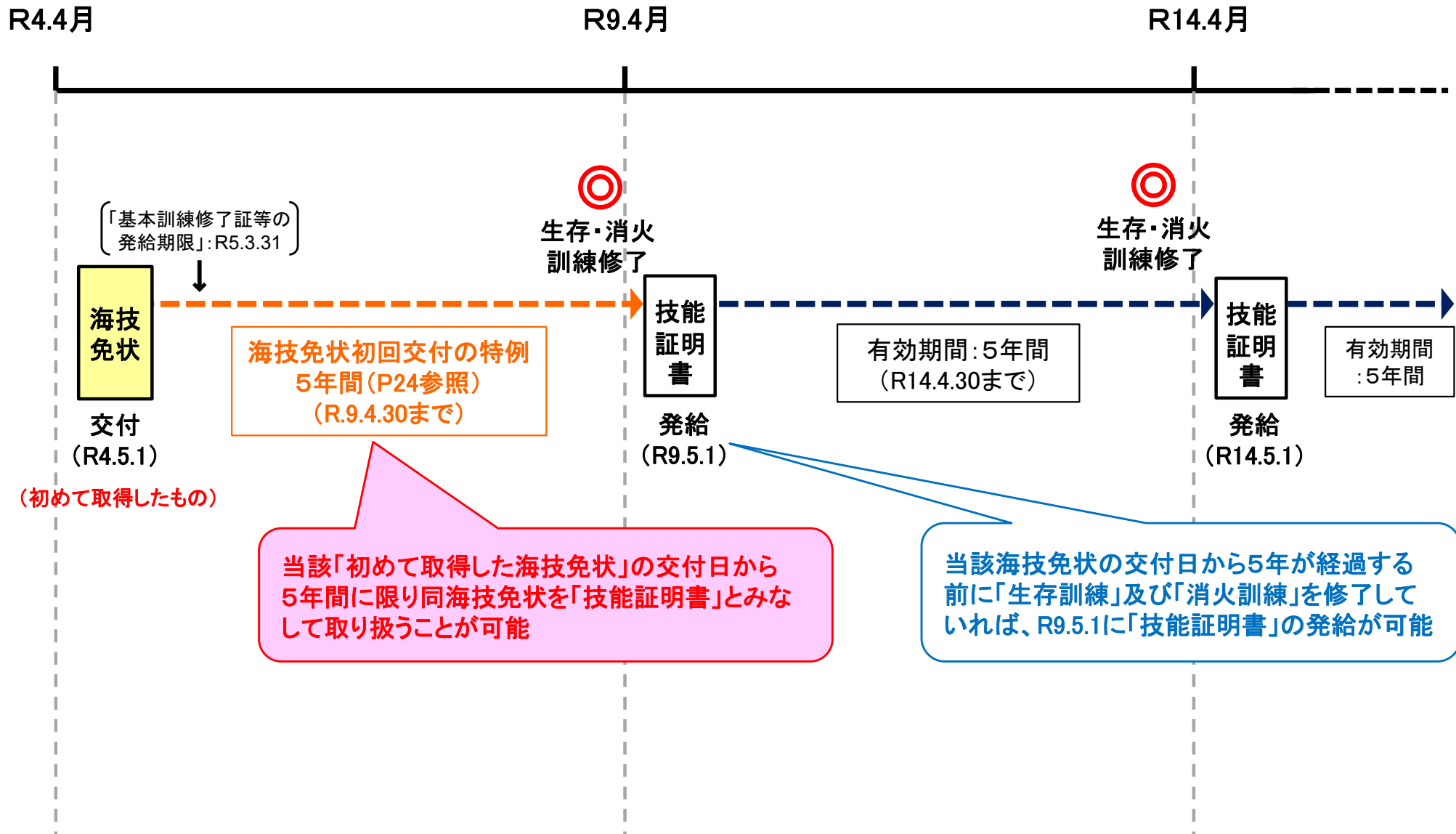
- 近海区域の内航船に乗り組む船員(船員手帳の有効期間満了日が2022年4月1日～2024年3月31日の間の者＝「基本訓練修了証等の発給期限」が2023年3月31日までの者)を想定したケース

【ケース1】 通常のケース



【ケース2】 海技免状を受有している者の場合

注: 初めて海技免状の交付を受け、当該交付の日から5年が経過していないケース



当該「初めて取得した海技免状」の交付日から5年間に限り同海技免状を「技能証明書」とみなして取り扱うことが可能

当該海技免状の交付日から5年が経過する前に「生存訓練」及び「消火訓練」を修了していれば、R9.5.1に「技能証明書」の発給が可能

- ✓ 実地訓練(生存訓練及び消火訓練)の修了と「技能証明書」の発給時期の関係について、STCW条約上では、実地訓練については「能力基準を維持していることを5年毎に証明しなければならない」とされていることも踏まえ、再度整理をし、次のとおり見直す方向で検討。

⇒ 2022年3月末までに確定させ、ウェブページ(P43参照)でお知らせする予定

新規で「技能証明書」を発給する場合

- ➡ 原則として、「技能証明書」の発給前1年以内に実地訓練を修了していること。

ただし、P35,36の取扱いによる内航船への適用開始時の経過措置期間[※]については、修了日は問わず、「発給期限」までに、「技能証明書」は発給すればよい。
(例えば、実地訓練の修了後、2~3年経過しているような場合でも「技能証明書」を発給してよい。)

※ 近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員：~2027.3.31まで

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員：~2029.3.31まで

更新で「技能証明書」を発給する場合

- ➡ 原則として、「技能証明書」の発給前1年以内に実地訓練を修了していること。

- ✓ 生存訓練及び消火訓練の修了日が異なる場合は、両訓練の修了日が「技能証明書」の発給前1年以内である必要がある。
- ✓ 上記の取扱いにより難しいやむを得ない事情等がある場合には、運輸局に相談していただくこととする。

1. STCW条約に基づく基本訓練の概要
2. 基本訓練の実施の必要性
3. 内航船の船員への基本訓練の実施
4. **基本訓練の円滑な実施に向けた国交省の対応**

- ✓ 国土交通省海事局のウェブページに「STCW基本訓練(内航船向け)」のページを開設(令和3年8月より開始)
- ✓ 基本訓練の概要のほか、Q&Aや訓練機関での実地訓練の開設状況等を掲載

＜STCW基本訓練ウェブページ(イメージ)＞



掲載情報

- ✓ 基本訓練の概要
- ✓ 各訓練機関での実地訓練開設状況
- ✓ よくある質問(Q&A集)
- ✓ 説明用概要資料

今後は、

- 様式類の電子データ・記載例の掲載
- Q&A集の内容の拡充
- 説明会資料の掲載 等

掲載情報の更新・拡充を行っていく予定
(令和4年3月下旬ごろまでに掲載予定)

ウェブページには以下によりアクセスできます!!

STCW基本訓練



で検索

URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000027.html

✓ 国交省においては、基本訓練の円滑な実施が図られるよう、ご意見、ご要望等を考慮し、必要な措置等を検討していくこととしております。

- ウェブページを通じた基本訓練に関する情報の提供
(訓練実施機関での訓練開催状況、Q&A集の拡充等)
- 生存訓練及び消火訓練の実施機会の確保・拡大
- 基本訓練の講師の要件の見直しの検討
- 基本訓練に関連する記録簿等の簡素化の検討
- 「資質基準システム運用マニュアル」のひな型の作成・Webでの公開



等

ご清聴いただき
ありがとうございます
ございました



基本訓練に関し、ご質問・ご意見がございましたら、下記メールアドレスまで(船員政策課安全衛生係あて)ご連絡ください。

⇒ hqt-senin@mlit.go.jp